

よくある質問（FAQ）

Q 1. 近代化資金とは何ですか。また、どういう場合に使うことができますか。

A. 農業者等の資本装備の高度化・農業経営の近代化を図るために、金融機関が県の利子補給などを受けて長期かつ低利で融資する資金です。

具体的な資金使途は次のとおりです。借入者の条件によっては利用できないものもありますので、詳細は長崎県農業近代化資金融通措置要綱を確認願います。

名称		用途
1号資金	施設資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）
2号資金	果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
3号資金	家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
4号資金	小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
5号資金	長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金
6号資金	農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金
7号資金	大臣特認資金	上記のほか、大臣が特に認める資金（農村給排水施設、特定の農家住宅、内水面養殖施設）

なお、当資金は規模拡大を図るにあたり新規に農機具を導入するなど、「前向き投資」のための資金であり、現状維持のために要する資金（同一機種の農機具買い換え、既存借入金の借り換えなど）は対象となりませんので、ご注意下さい。

Q 2. 償還の方法について教えてください。

A. 年1回の元金均等償還となります。償還日は、1月20日、7月20日、12月20日のいずれかから選択することとなります。

なお、融資額を償還回数で割って生じた余りは、第1回目の償還に含めることとなります。

(例) 9, 100千円を全9回の償還で借り入れた場合、第1回目が1, 012千円、2回目～9回目が1, 011千円の償還となります。

Q 3. 融資額の下限と上限を教えてください。また、千円単位で融資を受けることができますか。

A. 融資額の下限は10万円で、上限は次のとおりです。

- (1) 個人 1, 800万円
- (2) 法人、任意団体、集落営農組織 2億円
- (3) 農業参入法人 1億5, 000万円
- (4) 農業協同組合等 15億円

※融資額の上限については、近代化資金の融資残高（承認申請分を除く）と承認申請額の合算額が上限額を超えないようご注意ください。

なお、融資額は1万円単位となっており、千円単位の融資はできませんのでご注意ください。（1万円単位の融資額を均等償還するにあたって、1回の償還額が千円単位となるのは問題ありません。）

Q 4. 耐用年数と償還年数の考え方を教えてください。

A. 償還年数の設定にあたっては、耐用年数を勘案することとなっております。

耐用年数は、基本的に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）にて判断することとなります。

当該省令の最新版は官報やホームページ（「電子政府の総合窓口」<https://www.e-gov.go.jp/>の「法令検索」）にてご覧いただけますので、ご確認の上で計画を作成いただくようお願いします。

Q 5. 事業費総額のうち、近代化資金の融資を受けることができる額の割合（融資率）を教えてください。

A. 融資率の上限は8割となっており、事業費の8割まで近代化資金の融資を受けることができます。

ただし、特例として、借入者が認定農業者または集落営農組織であった場合、融資率の上限は10割となり、事業費の全額について近代化資金の融資を受けることが可能です。

Q 6. 補助対象事業の自己負担分について近代化資金の融資を受ける場合（補助残融資）の融資率の考え方を教えてください。

A. 事業費の総額の8割まで融資可能となります。ただし、特例として、借入者が認定農業者または集落営農組織であった場合、10割まで融資可能です。

ただし、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、事業費総額を超える部分について繰上償還を行うこととなります。

Q 7. いつから着工してよいですか。

A. 近代化資金を利用した事業は、県の利子補給承認日以降に着工することとなります（同日の着工は可）。

利子補給承認の翌年度に県が実施する融資状況調査等において、利子補給承認日以降の着工が確認できない場合、利子補給金返還や繰上償還の対象となりますので、金融機関は融資対象者に事業着工届（様式第7号）を必ず提出させるとともに、着工日を確認できる文書（納品書、工事契約書等）の保存についてご指導願います。

【着工日の考え方】

農機具等・・・納品日

自動車等・・・車検の登録日

工事等・・・工事開始日

（入札・見積の実施、契約の締結等は着工とは見なされません）

家畜導入・・・家畜引渡日（競りの場合は競り日）

ただし、長崎県農業近代化資金事務処理要領第4、4、（4）、③に定める、承認日前の着工について、例外的に（ア）～（ウ）に掲げる場合で、金融機関の意見を付した農業近代化資金利子補給承認前着工届（様式5－2号）を提出し、振興局農林（水産）部または県本庁が受理した場合は、受理日以降に着工することができます。

Q 8. 利子補給承認を受けた計画以外の用途に近代化資金を使うことはできますか。

A. 承認時の計画に示された用途以外には使用できません。

(資金使途の変更は一切認められません。)

利子補給承認時の計画は、十分精査した上で提出願います。

また、承認時に複数の資金使途を計画していた場合に、一方の資金使途についての事業費（実績）が承認時における内訳金額（計画）を上回った場合、他の資金使途の残分を流用することはできませんので、ご注意願います。

(例) 承認時：素牛導入資金 500万円、育成資金 500万円の計画で、

実 績：素牛導入資金 300万円、育成資金 700万円

のように、素牛導入資金を育成資金に流用するのは不可。

この場合、素牛導入資金で事業費が減額となっている200万円については、繰上償還となります。

Q 9. 承認を受けた融資額を変更できますか。

A. 事業費減等に伴う融資額の減額変更は可能です。増額変更は認められません。

減額変更の場合は、利子補給承認機関に利子補給変更承認申請（様式13）を提出の上、変更承認を受けていただくよう願います。

Q10. 既存施設を取り壊して、その跡地に新しい施設を造りたいが、その場合、既存施設の解体撤去費は融資対象としてよいですか。

A. 新たな施設を設置する際の造成に要する経費として、必要最小限の範囲で本体施設の事業費に含めることができます。

また、事業着工日としては、解体撤去費を事業費に含める場合は、解体工事の開始日を、解体撤去費を事業費に含めない（新規施設の設置費のみを事業費とする）場合は、施設設置の工事開始日を事業着工日として整理をしていただくよう願います。

Q11. 資金管理上の注意点を教えてください。

A. 「長崎県農業近代化資金事務処理要領」第4の1に基づいて管理願います。特に次の点にご注意ください。

(1) 通帳について

近代化資金の使途・払い出し状況等を明確にするため、本人の別段貯金口座（又は普通貯金別口座）を開設した上で、利息が発生しない形にて管理願います。利息が発生した場合は、当該利息分について特例償還の対象となります。

(2) 支払い方法について

通帳上で支払日・払出し先等が確認できるように、極力現金払出しではなく、振替・振込にて支払い願います。やむを得ず現金払い出しをする場合は、

- ① 現金払い出しをせざるを得ない理由
- ② 請求書・領収書等の保管
- ③ 通帳における現金引き下ろしと、業者への支払いについて、金額・日付の整合性が取れていること

（※現金を手元に保管することは認められていません）

が整理されていることが必要であり、これらについて後日確認できる状態となっていなければなりません。使途の不明な現金引き下ろしは、目的外使用として特例償還の対象となります。

Q12. 農機具等を導入する際に、諸経費（保証料等）を事業費に含めて近代化資金から支出することはできますか。

A. 諸経費を近代化資金の事業費に含めることはできません。

近代化資金の資金使途対象となるのは、農業直接経費のみです。下記のような諸経費は対象となりませんので、自己資金での支払をお願いします。ただし、消費税は事業費に含めることができます。

- ・ 農業用自動車購入時の自賠責保険料、重量税、リサイクル料等
- ・ 素牛導入時の共済掛金
- ・ 機関保証に要する保証料
- ・ 振込手数料 等

なお、これらの経費を自己資金分として近代化資金の口座に別途入金し、当該口座から支払いを行うことは差し支えありません。

Q13. 近代化資金における長期運転資金（5号資金）とはどのようなものですか。また、使用上の注意点はありますか。

A. 前向き資金である近代化資金における長期運転資金は、一般的な運転資金と異なり、規模拡大や効率化等、農業経営の近代化に必要な運転資金です。

（例：牛を増頭するので、それに係る飼料代を近代化資金で手当てする、等。）

現状維持のための資金繰りや破損した農機具の修理代等（「復旧」）には使うことができませんので、ご注意下さい。また、施設資金等と同様に、目的外使用や事前着工は認められません。

なお、リース料金は長期運転資金の資金使途として認められておりますが、下記の点にご注意願います。

- ① 契約期間内に発生するリース費用を一括で前払いする場合のみが対象となります。

（例）5年間のリース契約を締結したハウスについて、5年分の料金を当初に一括で前払いする場合は対象となるが、年1回の5回払い等で分割払いする場合は対象外。

- ② 長期の運転資金であるため、単年契約のリース料金は対象となりません。
- ③ 農協が事業主体となるリース事業に係るリース料金については、農協法等との関連から、原則として複数年のリース契約が認められていないため、対象となりません。

※農協法第19条第1項

Q14. 近代化資金は、県からの利子補給や（財）農林水産長期金融協会からの利子助成の制度がありますが、借用証書の金利欄にはどの金利を記入すればいいですか。

A. 基準金利から県の利子補給率を除いた「貸付金利」を記入願います。

（財）農林水産長期金融協会等からの利子助成による金利負担軽減は、借用証書の金利には反映されません。

Q15. 認定農業者が集まって任意団体を組織し、任意団体名義で近代化資金を借り入れる場合、認定農業者の特例を受けることができますか。また、法人の場合はどうですか。

A. 認定農業者でない任意団体名義で近代化資金を借り入れる場合、その構成員が全て認定農業者であっても、認定農業者の特例を受けることはできません。

認定農業者の特例を受けるためには、当該借入者の名義で認定農業者の認定を受ける必要があります。法人の場合も同様です。（法人名義で認定農業者となっている場合は特例を受けることができます。）

Q16. 任意団体が事業主体となって補助事業を実施する場合、その任意団体の構成員個人が融資対象者となって補助残融資を受けることができますか。また、その構成員が認定農業者であった場合、認定農業者特例を受けることができますか。

A. この場合、個人で補助残融資を受けることはできません。補助残融資の場合、補助事業の実施主体と借入者の名義が一致している必要があるためです。

よって、任意団体名義での借入となるため、Q15と同様に、認定農業者特例を受けることはできません。

Q17. 長崎県農業信用基金協会の機関保証を利用する場合に、県（本庁または振興局農林（水産）部）への利子補給承認申請と、基金協会への機関保証申請事務をそれぞれのどのようなタイミングで進めたらよいか教えてください。

A. 基金協会と当該案件の保証について合意が得られた後に、県への利子補給承認申請を行うこととなります。保証について合意のない案件の利子補給承認申請を行うことはできませんので、ご注意下さい。